

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「自尊感情が豊かで規範意識を高くもち、多様な価値観を認めることのできる生徒を育成する」を教育目標としており、その実現のために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。

本校には、家庭状況、出自などにおいて多様な背景をもつ生徒が在籍している。他者とのコミュニケーションを取る能力が十分身につけていない生徒も多数在籍している。また、人権意識が低い傾向があり、そのため他者に対して粗野な言葉や行動を取ってしまうことで、いじめのような問題事象が発生する場合がある。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第1章 第2条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※ 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、スクールカウンセラー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

- (1) 名称 「いじめ防止対策委員会」（以後本委員会と称す）

(2) 構成員

校長（委員長）、教頭、首席（実務担当者）、生徒指導部主任、各学年主任、養護教諭、教育相談委員長、人権教育委員長、本委員会が必要と認める者

(3) 役割

ア 未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

大阪府立大正白稜高等学校 いじめ防止年間計画				
	1 年	2 年	3 年	学校全体
4月	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 高校生活支援カードによって把握された生徒状況の集約 新入生研修（ネットモラルについて）	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 人権HR	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 人権HR	第1回 いじめ対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有、いじめ実態調査アンケートの内容確認） 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新
5月	いじめ実態調査アンケート	いじめ実態調査アンケート	いじめ実態調査アンケート	PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
6月	保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	いじめ実態調査アンケートの調査報告
7月	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート回収箱の設置
9月	いじめ実態調査アンケート 保護者懇談週間（家庭での様子の把握） アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 いじめ実態調査アンケート	いじめ実態調査アンケート 保護者懇談週間（家庭での様子の把握） アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 いじめ実態調査アンケート	いじめ実態調査アンケート 保護者懇談週間（家庭での様子の把握） アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 いじめ実態調査アンケート	第2回委員会（状況報告とアンケート等の取組みの検証）
10月				いじめ実態調査アンケートの調査報告
11月				
12月				アンケート回収箱の設置
1月				いじめ実態調査アンケートの調査報告
2月				アンケート回収箱の設置
3月				
				第3回委員会（年間の取組みの検証）

※いじめ実態調査アンケートの結果により、必要な場合は臨時に委員会を開くことがある。

5 取組み状況の把握と検証（PDCA）

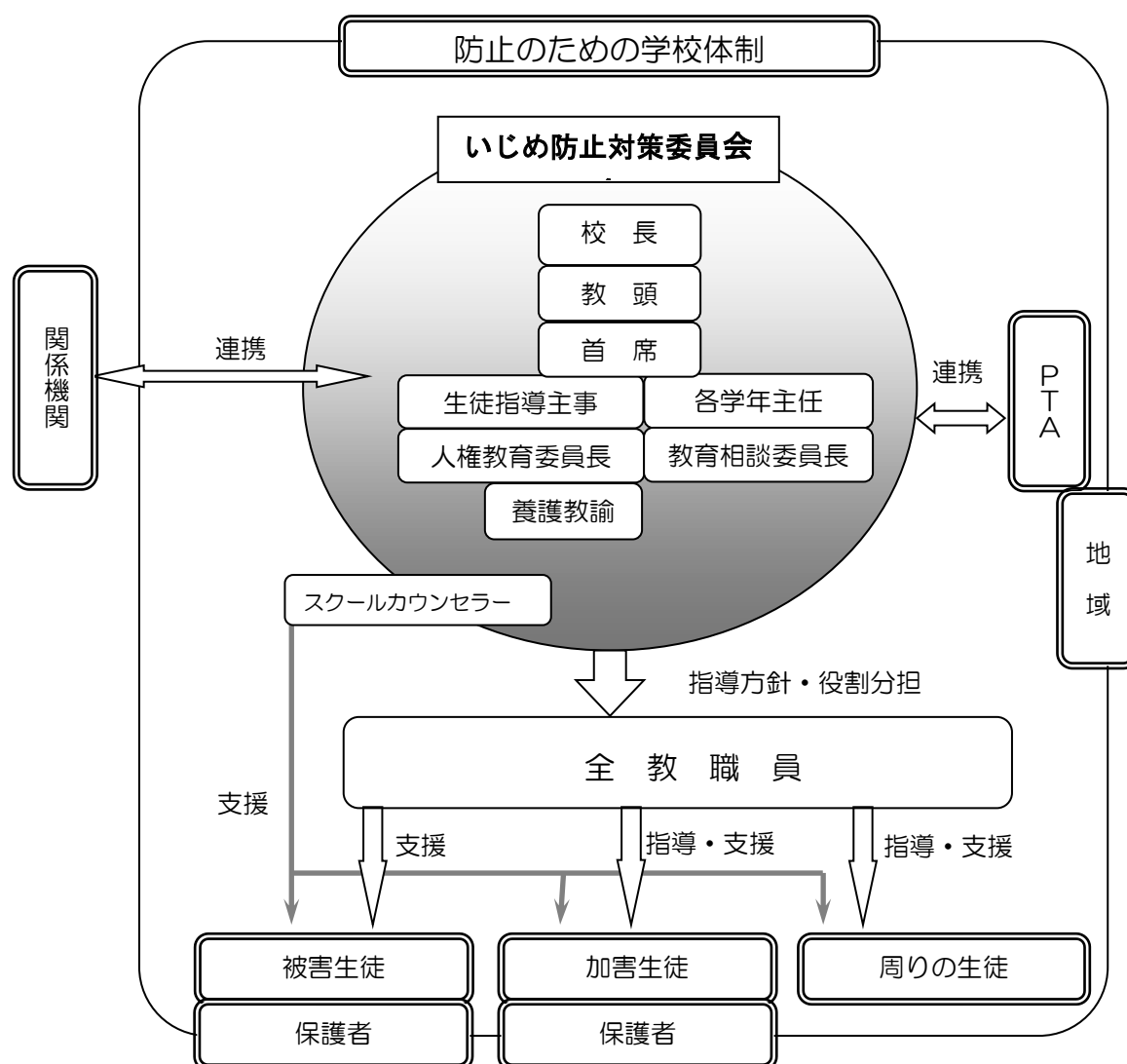
いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、本委員会は、各学期のアンケートの聞き取り終了後に、検討会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校いじめ基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底され、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な探究の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



2 いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して定期的に、防止の取組みや本校における現状を報告する。生徒に対しては、年に1回以上いじめについての人権ホームルームを開き、いじめ防止を啓蒙する。

(2) いじめをしない態度・能力を身につけるために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、相手を認め、相手を思いやる姿勢を生徒が身につけることができるように指導する。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、生徒に他者との違いを認め、他者に対する思いやりをもつことに重点を置き、いじめは絶対に悪いという姿勢を貫く。

生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、新入生研修、学年集会を通じて生徒に集団行動の重要性を認識させ、学校行事を通じて活躍の場を設ける。

ストレスに適切に対処できる力を育むために、自らを冷静に見つめる姿勢と自制の心を身につけるだけでなく、他者を思いやる心を生徒が持つことができるように考慮する。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、いじめに関する教職員研修を行い、教職員の自覚や自学を促す。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育むために、学校行事やボランティア活動など生徒が自主的かつ積極的に関わることでできる取り組みを通して、生徒の自尊感情を育成し、自信をもたせる。

(5) 生徒が自らいじめについて考えるために、図書館司書及び司書教諭と相談の上、いじめを扱った書籍や映像作品等環境を整備して、自発的な活動を示唆する。また、生徒を対象とした講演会を企画して、生徒に自ら考える機会を与える。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかつたり、いじめを認めることを恥ずかしいと考えることが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする行動力が求められている。

毎日の学校生活の中で、生徒が発する小さな変化や危険信号を見逃さないよう、常に気を配る必要がある。また、その小さな変化や危険信号を発見した教職員だけでなく、組織的に、集約し共有する仕組みを確立して、対応に当たる必要がある。

また、いじめに関する事象が生じた場合、職員会議や学年会議において本委員会がその都度、その事象を報告する。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは1・2学期の中間考査前後に、全校生徒を対象に行う。

定期的な教育相談としては、スクールカウンセラーの来校日に合わせて相談日程を調整する。日常の観察として、担任および教科担当の教職員が生徒の様子に目を配り、いじめの兆候を感知した時に、本委員会及び関係分掌・委員会に報告する。

(2) 保護者と連携して生徒を見守るため、教職員は日ごろから保護者との連絡を密に取る。また随時、いじめ防止に関する情報を発信して、保護者に理解を求める。

(3) 生徒、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できるように、本委員会が相談体制を整える。

(4) 全校生徒が集まる機会や各学年の集会時に、本委員会の教職員からの注意喚起により、相談体制を広く周知する。

相談状況の報告書を本委員会が確認したり、検討会議を開いたりすることにより、適切に機能しているかなど、定期的に相談体制を点検する。

(5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、個人情報保護の観点から被害生徒及び加害生徒の個人情報が特定されないように慎重に扱う。

第4章 いじめの対応

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」(別添)を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、早い段階からの的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職、当該学年主任、生徒指導部主任、本委員会実務担当者に報告し、生徒指導部を中心に事実の確認をおこなう。いじめた生徒に対しての懲戒については、他の問題行動と同様にガイダンス委員会規定・懲戒規定に則り、処分の内容を決定するが、決定の際にはいじめ防止対策委員会の構成員1名のガイダンス委員会への出席を基本とする。

いじめた生徒が暴力をふるったり、金品を盗んだりする等の行為があった場合には、いじめ(暴力)、いじめ(窃盗)等として、「いじめ」と他の事項との複数事項の懲戒として扱う。

(3) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会うなど、より丁寧に行う。

(4) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(5) 指導の経過等については、いじめ防止対策委員会に報告する。聞き取りや対応・指導の経過については、当該学年が必ず記録を作成し、当該学年主任、本委員会実務担当者、管理職で保管する。

第5章 いじめに対する支援

1 いじめられた生徒およびその保護者への支援

いじめた生徒の別室指導や出席停止等により、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、本委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーと関係機関の協力を得て対応を行う。

2 いじめた生徒への指導およびその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行う等の配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

3 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒の支援を図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

学校行事は、生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

第6章 インターネット上のいじめへの対応

- (1) インターネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存し事実を確認するとともに、関係生徒から聞き取り等の調査をおこなう。生徒の指導についてはガイダンス委員会において対応を協議する。生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置については、本委員会では対応を協議する。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」や総合的な探究の時間において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

第7章 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3か月を目安)

- (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行う。